

新旧対照表

○千葉県公有財産管理規則（昭和四十四年千葉県規則第九十九号）

新						旧																																																																									
第一条から第四条まで（略）						第一条から第四条まで（略）																																																																									
<p>（専決）</p> <p>第五条 部長及び課長等は、別表第一に定めるところにより、公有財産の事務に関し、専決することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公有財産の事務のうち議会の議決を要する事項又は議会への報告を要する事項については、知事の決裁を受けるものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、公有財産の事務のうちことの重要又は異例に属する事項については、上司の決裁を受けるものとする。この場合において、決裁を求められた者は、自らこれを決裁し、又は更にその上司の決裁を求めなければならない。</p>						<p>（専決）</p> <p>第五条 <u>副知事</u>、部長及び課長等は、別表第一に定めるところにより、公有財産の事務に関し、専決することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公有財産の事務のうち議会の議決を要する事項又は議会への報告を要する事項については、知事の決裁を受けるものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、公有財産の事務のうちことの重要又は異例に属する事項については、上司の決裁を受けるものとする。この場合において、決裁を求められた者は、自らこれを決裁し、又は更にその上司の決裁を求めなければならない。</p>																																																																									
<p>第六条から第四十八条まで（略）</p> <p>別表第一（第五条第一項） その一（取得）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">処理形態</th> <th colspan="2">専決区分</th> <th>回議区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>課長等</th> <th>資産経営課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地 建物</td> <td rowspan="2">購入</td> <td>建設事業に係るもの</td> <td><u>五千万円以上</u></td> <td><u>五千万円未満</u></td> <td><u>五千万円以上</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>三百万円以上</u></td> <td>三百万円未満</td> <td>三百万円以上</td> </tr> <tr> <td>借受け</td> <td><u>千万円以上</u></td> <td><u>千万円未満</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄付</td> <td><u>全部</u></td> <td></td> <td>全部</td> <td>(削る。)</td> </tr> </tbody> </table>						区分	処理形態	専決区分		回議区分	備考	部長	課長等	資産経営課長	土地 建物	購入	建設事業に係るもの	<u>五千万円以上</u>	<u>五千万円未満</u>	<u>五千万円以上</u>	その他	<u>三百万円以上</u>	三百万円未満	三百万円以上	借受け	<u>千万円以上</u>	<u>千万円未満</u>		寄付	<u>全部</u>		全部	(削る。)	<p>第六条から第四十八条まで（略）</p> <p>別表第一（第五条第一項） その一（取得）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">処理形態</th> <th colspan="3">専決区分</th> <th colspan="2">回議区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th><u>副知事</u></th> <th>部長</th> <th>課長等</th> <th><u>総務部長</u></th> <th>資産経営課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地 建物</td> <td rowspan="2">購入</td> <td>建設事業に係るもの</td> <td><u>一億五千万円未満</u></td> <td><u>七千万円未満</u></td> <td><u>二千万円未満</u></td> <td><u>七千万円以上</u></td> <td><u>二千万円以上</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>三千万円未満</u></td> <td><u>一千万円未満</u></td> <td>三百万円未満</td> <td><u>一千万円以上</u></td> <td>三百万円以上</td> </tr> <tr> <td>借受け</td> <td>—</td> <td><u>一千万円以上</u></td> <td><u>一千万円未満</u></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄付</td> <td><u>三百平方メートル未満</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>全部</u></td> <td>全部</td> <td><u>建物の面積は、延床面積による。</u></td> </tr> </tbody> </table>						区分	処理形態	専決区分			回議区分		備考	<u>副知事</u>	部長	課長等	<u>総務部長</u>	資産経営課長	土地 建物	購入	建設事業に係るもの	<u>一億五千万円未満</u>	<u>七千万円未満</u>	<u>二千万円未満</u>	<u>七千万円以上</u>	<u>二千万円以上</u>	その他	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	三百万円未満	<u>一千万円以上</u>	三百万円以上	借受け	—	<u>一千万円以上</u>	<u>一千万円未満</u>	—		寄付	<u>三百平方メートル未満</u>			<u>全部</u>	全部	<u>建物の面積は、延床面積による。</u>
区分	処理形態	専決区分		回議区分	備考																																																																										
		部長	課長等	資産経営課長																																																																											
土地 建物	購入	建設事業に係るもの	<u>五千万円以上</u>	<u>五千万円未満</u>	<u>五千万円以上</u>																																																																										
		その他	<u>三百万円以上</u>	三百万円未満	三百万円以上																																																																										
	借受け	<u>千万円以上</u>	<u>千万円未満</u>																																																																												
	寄付	<u>全部</u>		全部	(削る。)																																																																										
区分	処理形態	専決区分			回議区分		備考																																																																								
		<u>副知事</u>	部長	課長等	<u>総務部長</u>	資産経営課長																																																																									
土地 建物	購入	建設事業に係るもの	<u>一億五千万円未満</u>	<u>七千万円未満</u>	<u>二千万円未満</u>	<u>七千万円以上</u>	<u>二千万円以上</u>																																																																								
		その他	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	三百万円未満	<u>一千万円以上</u>	三百万円以上																																																																								
	借受け	—	<u>一千万円以上</u>	<u>一千万円未満</u>	—																																																																										
	寄付	<u>三百平方メートル未満</u>			<u>全部</u>	全部	<u>建物の面積は、延床面積による。</u>																																																																								

立木竹		三百万円以上	三百万円未満	三百万円以上	
工作物		<u>五百万円以上</u>	五百万円未満	五百万円以上	工事請負費に係るものを除く。
船舶航空機		<u>全部</u>		全部	工事請負費に係るものを除く。
地上権地役権		<u>全部</u>		全部	
知的財産権		全部		全部	
有価証券		<u>五百万円以上</u>	<u>五百万円未満</u>	<u>五百万円以上</u>	
財産信託の受益権		<u>全部</u>		全部	

その二（管理）

処理形態	専決区分		回議区分	備考
	部長	課長等	資産経営課長	
所管換え引継ぎ分類換え	<u>千万円以上</u>	<u>千万円未満</u>	<u>千万円以上</u>	
会計換え	<u>千万円未満（会計換え代金を減額する場合を除く）</u>	<u>千万円未満（会計換え代金を減額する）</u>	<u>千万円未満（会計換え代金を減額する）</u>	（削る。）

立木竹		—	三百万円以上	三百万円未満	—	三百万円以上	
工作物		<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	五百万円未満	<u>一千万円以上</u>	五百万円以上	工事請負費に係るものを除く。
船舶航空機		—			<u>全部</u>	全部	工事請負費に係るものを除く。
地上権地役権		—			<u>全部</u>	全部	
知的財産権		—	全部		<u>全部</u>	全部	
有価証券		<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	<u>三百万円未満</u>	<u>一千万円以上</u>	<u>三百万円以上</u>	
財産信託の受益権		—			<u>全部</u>	全部	

その二（管理）

処理形態	専決区分			回議区分		備考
	<u>副知事</u>	部長	課長等	<u>総務部長</u>	資産経営課長	
所管換え引継ぎ分類換え	<u>三千万円以上</u>	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	<u>三千万円以上</u>	<u>一千万円以上</u>	
会計換え	<u>三千万円以上</u>	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	<u>三千万円以上</u>	<u>一千万円以上</u>	<u>会計換え代金を減額する場合においては、専決</u>

		<u>く。)以外のもの</u>	<u>場合を除く。)</u>	<u>場合を除く。)</u> 以外のもの	
所属換え	全部			<u>千万円以上</u>	公有財産を管理する者を変更する場合に限る。
用途変更	<u>千万円以上</u>	<u>千万円未満</u>	<u>千万円以上</u>		
現状変更	全部				
供用	全部				
使用許可	新規	<u>第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの</u>	第四条の二第一項各号に掲げるもの	第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの	使用料を減額する場合には、専決区分にかかわらず、 <u>部長の決裁を受けるものとする。</u> (削る。)

						<u>区分にかかわらず資産経営課長及び総務部長に回議のうえ、副知事の決裁（副知事専決に係るものについては、副知事に回議のうえ、知事の決裁）を受けるものとする。</u>
所属換え	—	全部		<u>三千万円以上</u>	<u>一千万円以上</u>	公有財産を管理する者を変更する場合に限る。
用途変更	<u>三千万円以上</u>	三千万円未満	<u>一千万円未満</u>	<u>三千万円以上</u>	<u>一千万円以上</u>	
現状変更	—	全部		—		
供用	—	全部		—		
使用許可	新規	<u>許可期間三十日以上</u> で、かつ、 <u>評価額三千万円未満であつて、土地にあつては五百平方メートル未</u>	許可期間三十日以上で、かつ、評価額五百万円未満であつて、土地にあつては百平方メートル未	第四条の二第一項各号に掲げるもの	<u>知事決裁又は副知事決裁を要するもの</u>	第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの <u>一 使用料を減額する場合には、専決区分にかかわらず、副知事の決裁を受けし、副知事専決に係るものについては、知事の決裁を受けるものとする。</u> <u>二 一の規定にかかわらず、</u>

更新	<u>第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの</u>	第四条の二第一項各号に掲げるもの			
貸付け	新規	<u>全部</u>	全部	(削る。)	
更新	<u>第二十八条第三</u>	第二十八条第			

		<u>満、建物にあつては延べ床面積三百平方メートル未満のもの</u>	満、建物にあつては延べ床面積五十平方メートル未満のもの			<u>第四条の二第一項各号に掲げるものうち使用料の減額を伴うものについては、部長の決裁を受けるものとする。</u>
更新	—	<u>全部</u>	第四条の二第一項各号に掲げるもの	—		
貸付け	新規	<u>評価額三千万円未満であつて、土地にあつては一千平方メートル未満、建物にあつては延べ床面積三百平方メートル未満</u>	第二十八条第三項に係る物件	<u>第二十八条第三項に係る物件を除き全部</u>	全部	<u>貸付料を減額する場合には、専決区分にかかわらず、副知事の決裁を受けるものとする。副知事専決に係るものについては、知事の決裁を受けるものとする。</u>
更新	—	<u>第二十八</u>	第二十	—		

新	<u>項に係る物件以外のもの</u>	三項に係る物件		
許諾	全部		全部	

その三（処分）

処理形態	専決区分		回議区分	備考
	部長	課長等	資産経営課長	
売払い	<u>三百万円未満（売払代金を減額する場合を除く。）以外のもの</u>	<u>三百万円未満（売払代金を減額する場合を除く。）</u>	<u>三百万円未満（売払代金を減額する場合を除く。）以外のもの</u>	（削る。）
交換	<u>三百万円以上</u>	三百万円未満	三百万円以上	交換物件のうちいずれか高い方の価額による。
取壊し	<u>三百万円以上</u>	三百万円未満	三百万円以上	
借受契約の解除	<u>千万円以上</u>	<u>千万円未満</u>		
信託	全部		全部	

全部改正〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔昭和五七年規則二七

新		<u>八条第三項に係る物件を除き全部</u>	八条第三項に係る物件			
許諾		全部		全部	全部	

その三（処分）

処理形態	専決区分			回議区分		備考
	<u>副知事</u>	部長	課長等	<u>総務部長</u>	資産経営課長	
売払い	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	<u>三百万円未満</u>	<u>一千万円以上</u>	<u>三百万円以上</u>	<u>売払代金を減額する場合には、専決区分にかかわらず資産経営課長及び総務部長に回議のうえ、副知事の決裁（副知事専決に係るものについては、副知事に回議のうえ、知事の決裁）を受けるものとする。</u>
交換	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	三百万円未満	<u>一千万円以上</u>	三百万円以上	交換物件のうちいずれか高い方の価額による。
取壊し	<u>三千万円未満</u>	<u>一千万円未満</u>	三百万円未満	<u>一千万円以上</u>	三百万円以上	
借受契約の解除		<u>一千万円以上</u>	<u>一千万円未満</u>	—		
信託				全部	全部	

全部改正〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔昭和五七年規則二

号・五八年二三号・六二年六号・平成一一年一八号・一九年五〇号・二
六年二三号]

別表第二及び別表第三 (略)
別 記 (略)

七号・五八年二三号・六二年六号・平成一一年一八号・一九年五〇
号・二六年二三号]

別表第二及び別表第三 (略)
別 記 (略)